

令和5年7月7日

保護者 各位

千葉市立打瀬小学校
校長 齋藤 久美子

ギガタブの保証対象範囲及び保証対象にならない場合の対応と同意書について

盛夏の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、お子様と共に丁寧なギガタブの取扱いにご協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、ギガタブについては学校内だけでなく学校外での活用も進んでいます。そのため、夏休み中の持ち帰りが多くなると共に故障等が増えてくると予想されます。

つきましては、ギガタブの故障や破損の際のご対応について、改めてお知らせしますのでご確認ください。原則として、故障や破損は保証対象となります。安心してご利用ください。

但し、万一、故意や重大な過失により破損となった場合には保証対象外となります。また、紛失についても保証対象外となります。これらの場合には、修理や端末の再調達による原状回復に必要な費用はご家庭のご負担となります。つきましては、下記の事項をご確認の上、改めて同意をお願いします。

記

1 故障や破損の際のご対応

故障の疑いがある場合や破損させてしまった場合には、学校(211-0321)へご連絡ください。保証対象は以下の(1)～(4)となっており、無償で修理や交換ができます。

- (1) 自然故障
- (2) 落下や衝突、水濡れ(水没)等による破損
- (3) 火災、落雷、風災、雪災や不慮の事故(注1)による破損
注1 第三者に起因する事故を含みます。
- (4) 盗難(注2)
注2 警察に盗難届が受理されたもの

但し、以下の例に挙げられるような故意もしくは重大な過失による破損などの場合には保証対象外となりますのでご注意ください。

- 例 ・わざと壊す行為 ・投げるや踏む、鋭い物で突く等の著しい注意欠如による行為
・紛失

2 同意事項について

- (1) 保証対象外となった場合、修理や端末の再調達による原状回復に必要な費用はご家庭のご負担となります。
- (2) 破損した端末及び紛失として処理した後に見つかった端末は、費用負担の有無に関わらず市の所有物として回収します。
- (3) 現在使用している機種が生産終了となったため、端末を再調達する際は後継機の調達となります。
※調達後の利用については、お子様が周囲の児童生徒と同じ環境で学習ができるよう、後継機ではなく、これまでと同一の機種を選択していただくことも可能です。

3 同意書提出について

令和5年7月13日(木)までにご提出をお願いします。

..... 切り取り

ギガタブ保証に関する同意書

令和5年 月 日

千葉市立打瀬小学校長 様
上記内容を確認し、同意します。

年 組 番 児童生徒 氏名: _____

保護者 氏名: _____